

会議録

会議の名称	平成26年度第5回下水道審議会
開催日時	平成26年10月9日 午後2時から午後4時5分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟A会議室
出席者	委員：海和会長、山田（敏）副会長、今井委員、金子委員、高山委員、西川委員、根本委員、濱崎委員、山田（大）委員 事務局：貫井都市整備部長、原田下水道課長、広瀬主任 傍聴者：1名
議題	1. 資本費と維持管理費について 2. 使用料と汚水処理費回収率について 3. その他
会議資料の名称	資料16 各市の項目別順位（平成25年度） 資料17 下水道事業財政について（概要）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>○事務局（原田課長）： ただいまから第5回下水道審議会の開催をお願いいたします。 本日、明石委員から欠席の御連絡をいただいております。なお、本日の会議は定足数に達しておりますことを御報告いたします。 本日の資料について御説明させていただきます。 第4回審議会時に資料13として配らせていただいた資料が平成24年度版になっており、今回平成25年度版ができましたので、資料16をお出しいたしました。 資料17については、下水道事業の財政について、第4回までに配付した資料に基づき御説明をした内容を取りまとめたものになります。今回の審議会の参考として使っていただきたいと思います。</p> <p>○海和会長： それでは、第5回下水道審議会を開催させていただきます。 本日から、第4回までの基本的な下水道事業の状況を把握した上で、皆様、各委員様から御意見等をいただきながら審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 では、会議次第に沿いまして、議題1「資本費と維持管理費について」を審議いたします。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>議題1. 資本費と維持管理費について</p> <p>○事務局（原田課長）： （資料17における「資本費と維持管理費について」部分についての説明）</p> <p>○海和会長： それでは、「資本費と維持管理費について」、各委員から意見をいただきたいと思います。どなたかご意見ありますでしょうか。</p>	

高山委員：

資本費の考え方を確認したいと思いますが、資本費というのは基礎的な事業ですね。管渠ですとか設備をつくる、ここにかかわる費用は、受益者が公平に負担をするという原則から照らし合わせて、市が抱えている資本費、現時点における資本費で100億ぐらいあると書いてあったと思いますが、ここに書かれた建設費の償還をどのくらい見ているのでしょうか。

耐用年数が30年であれば、それにかけた資金の償還は30年になるべきではないかと思えます。50年であれば50年。これによって初めて受益者の均等負担ということが設立される、担保されるわけです。

現在、市が毎月償還している金額がどういう内容になっているのか。30年もつものにもかかわらず25年で改装しているのか。そうすると5年分は当然はずみとしてここへ生じてきます。それを我々が負担をしている。統計上、回収率が悪いという結果があるのではないかと思えます。

ですので、現在の資本費がまず何年の返済になっているのか、それが償還期間と合っているかどうか、この辺をつかんでいく必要があると思えます。それがない限りは、回収率を上げる、繰り上げて償還しようとするれば無理が出ます。まして、今我々がやっている事業の多くは金利が高いときに借りたものを返済しているわけです。当然負担は大きくなる。回収率は悪くなる。結果、一般会計の繰入金、基準外繰入金が大きくなるような状況を生んでいると思えますので、ここを解明する必要があるのではないかと私は思えます。

つまり、耐用年数と返済期間がイーブンでなければならないと思えます。

山田副会長：

施設の耐用年数と償還年数が適切なのかということですね。

○海和会長：

それは、施設は1つではなくて、それぞれの施設の耐用年数のことですね。

高山委員：

そうです。現在100億あるはずですが。管渠は何年もつか計画がわかりませんが、30年本来的にもつものなのですね。それを20年とか25年でかえるとすれば当然費用がかかる。現在利用している我々が負担しなければならないのです。

今後これから先に5年の人口が当然入れかわるわけですが、そこに不公平さが出てくるわけです。受益者の均等負担の原則から離れているのではないかと思えます。

○事務局（原田課長）：

基本的に下水道の耐用年数というのは50年を考えております。あと、償還金については30年から、中には50年というものもございます。

高山委員：

比率はどのように考えられているのですか。つまり100億の資本費がありますね。そのうちの、100億のうちの仮の例として申しますと、70億が50年のもので償還されない

といけないとか。それを20年で償還しようとするならばイーブンではない。そこですね、知りたいのは。

○事務局（原田課長）：

先ほど償還についてですが、30年から50年とお話してしまいましたが、全て30年です。

高山委員：

その30年というのは、償還、それとも耐用年数ですか。

○事務局（原田課長）：

償還です。耐用年数は50年です。

高山委員：

私が指摘したその20年、20年間かけて返すべきものを繰り上げて返済していると受け取っていいのでしょうか。

○海和会長：

今の話ですと、下水道設備は皆耐用年数が50年、それに対する償還期限は30年ということで、その20年の差についての説明をしていただくということになりますね。

○事務局（広瀬主任）：

地方債には資本費平準化債という制度がありますが、基本的には管渠をつくりまして、50年のものでも、30年間の間に一旦返します。その後当然維持管理費というのが出てきます。管渠を使っていれば壊れたりする費用が出てきますので、それを見越して借り入れ先、例えば財政融資という国の借り入れ先は、丸々50年ではなくて、少し余裕を持たせた形で、お金をその分プールしなさいということです。

50年使えても30年という形で借り入れ先の期限がもともと設定されています。その維持管理費をためていくために、受益者負担の関係で使っている皆さんで維持管理費を出していかないといけないので、もちろんつくる部分も大事なのですが、維持管理費という部分を含めた形で考えていただければと思います。

○海和会長：

これは、国とか東京都は指導でそういう形を全市町村、行政地区はとっているということなのですか。

○事務局（広瀬主任）：

借り入れ先の決まりがありますので、普通の下水道事業債というものであれば30年です。ただ、お金があまりない団体については、耐用年数ぎりぎりいっぱい50年まで借りられる地方債もあります。

○海和会長：

東京都の場合については30年ということですか。

○事務局（広瀬主任）：

東京都ということではなく、通常の事業でやっている団体については30年で借入れをしています。地方のように人口が少なくお金があまり入ってこないところについては、年間の償還額があまり大きくならないように、50年いっぱいまで借りることができるというような制度があります。

高山委員：

今の御説明では、30年に決めたと、その残りの部分は維持管理費としてかかるものをプールするために、必要があるから30年に繰り上げているということですか。

○事務局（広瀬主任）：

繰り上げているわけではなくて、もともとの設定が30年です。当然、毎年毎年お金を払っていけば50年で払っていると思いますが、その中に維持管理費、管渠を直すためのお金を償還費で使ってしまうという団体もいるので、それが出てきてしまうので、国の考えとしては年数を短くしていると思います。

高山委員：

確認できました。ただ、維持管理費というのは、市の場合には使用料でカバーできているのではないのですか。

○事務局（広瀬主任）：

あくまで考え方なので、必ず20年維持管理費のお金が要るかというわけではないです。国として、50年管渠を使う中で、その費用も当然必要だからという意味合いで30年という取り決めではないかと思います。

高山委員：

国のマニュアルか何かだからと言っているみたいだけど、そうじゃない、市の考えを聞いているのです。なぜこうしたかと。市はそういう現実をちゃんと把握しているかどうかを知りたいのです。

維持管理費というのは現状使用料で賄っているのですね。50年で償還すべきところを30年で償還しているから、その矛盾といたしましうか、繰り上げたことによる返済、資本費が膨らんでいるという現実は捉えているかどうかです。

50年かけた費用は受益者の均等負担で言えば50年で返せばいいのです。50年の間の住民から徴収したもので返すべきであると思います。ところが、これから20年分のものを我々は負担している、払っている。当然費用がふえてくるから、その受益者の均等負担という原則とどう整合性、照らし合わせというか、そこに矛盾があるということをしてはちゃんと把握した上でこういう回収率の問題ということをつまえているかどうかを知りたいのです。

○事務局（広瀬主任）：

50年で確かに借りられる地方債もありますので、もしこの審議会の中の御意見として、30年で借りるのではなく、50年が適切じゃないかという御意見があれば、それも1

つだと思います。

ただ、50年借りれば、その分の利子が20年分つきますので、それも大きな負担になります。いろいろな資料をごらんになり、下水道の財政が健全化していっている中で、あえて利子をつけてまで延ばして借りるというのもどうかという御意見も確かにあると思いますので、今は現状の30年という形をとらせていただいています。

もしそれがだめだということであれば、おっしゃっていただいて、審議会の御意見としていただければと思う次第です。

○事務局（貫井部長）：

高山委員が言われるのは、償却年数と償還期限を同じにすべきという御意見かと思えます。

例えば市で1キロの下水道を整備するとします。あるところへ100メートルの権利者分だけをお金をお借りして整備する場合、その人が100メートルだけの負担をすればいいのかということではなくて、下水道としては全体として機能を持つ必要があります。幾ら上流部分だけ整備しても下流部分が整備されなければ下水道の機能は当然有しませんので、あくまでその維持管理費を含めて、長期的なスパンに立った上で全体を構築していく、整備していくというのが基本の考え方でございます。

ただ、現在の国の制度とすれば、その維持管理費も含めて50年となっておりますので、その中で30年という仕切りで償還はしていくというのが現在国の指導を受けている対応です。当然50年に合わせた単年度当たりの負担も軽減されてくると思います。そのかわり新たな子供たちにもその負担を負わせることとなりますので、100メートル整備するのに、自分たちが何で生まれる前の借金を抱えなきゃいけないのだということも当然、議論されることもあります。それは後年度に均等に負担をしていただくことによって全体としての機能を維持していきましょうという考え方が私どもの下水道としての整備の考え方でございます。

○金子委員：

制度的に世代間の費用負担という観点から言えば、高山委員が言われるとおり、施設の耐用年数とその財源になった起債の償還とが一致しているのが好ましいです。これは間違いありません。ところが、制度的には、起債は借金ですから、その借金と、それを財源にしたものをつくるというのは、常に1対1対応しているわけではなくて、先ほど部長からあったように、下水道事業全体のプールの中でという話になるわけです。

それで、例えば市で言えば、管渠は50年ですが、流域の負担金などの財源に充てる部分、これは処理施設、設備系になりますので、15年から20年です。それで、一般的に国が元利償還費で考えた場合の平均的な耐用年数というのは45年とされています。

ただ、市の場合には流域下水道の中ですので、市が直接やっているのは、従前ポンプ場が2カ所あったと思いますが、それ以外は全部50年の管渠となっていると思います。

それで、あとは費用負担の話なのですが、当初の建設財源はそういう形で1対1対応が好ましいのではないかと、それだけ見ればそうなのですが、何年かたってくると、改良だとか何かで追加的な投資がかかってくるわけです。そうすると、前にちょっとバランスが悪かったものがあったとしても、次の更新のときに10年とか20年また施設を延ばす投資をするわけですから、その費用負担が本当は均等にならなければいけません。

長い面で見ると、生真面目に最初の1対1対応的に考えた起債の償還と費用の配分とい

うのと後年度になっていったときの配分だとか全部ならしてくると、同じようなものではないかというような意見も出てくるわけです。

下水道界として、起債の償還年限が短いというのは承知していたので、国に対して、施設の耐用年数と起債の償還年数は一致して、なるべく融通のきく起債も発行してほしいという要望を出していたのですが、お金の費用配分という点で見れば、長い目で見ると、後々の投資のときにまた起債を起こして、その償還がやはり大きくかかって、後は安くなってきてしまいます。これを全部ならしていきますから、そこまで生真面目にやらなくてもいいのではないかという考え方もありますということだけ申し添えておきます。

○海和会長：

国と東京都の指導というのは、やはり長い目でいろいろな専門家を入れて費用配分を考えて多分こういう指導がきていると思われま。そういうことを踏まえて今までそういう流れできて、先ほど言った地方で大変なところ、市町村はそれで頑張っていると思います。東京都関係は、いろいろな専門家の方が見てきて、この費用配分がいいということになったのだと思います。

○高山委員：

今言ったことは受け入れられないです。専門家がやっているって、専門家って何を指しているのですか。

○海和会長：

今まで下水道にかかわった人たちのことです。

○高山委員：

それは技術者のことを言っているのですか。

○海和会長：

技術者もそうですし、今まで何十年とやってきた、下水道を見てきた人の意見だと思います。

○高山委員：

私はそう受け取らない。予算に関して言えば市がやっているわけです。市の方針如何でどうにでも変わるものです。市長が変わればやり方も変わってくる。だから、決してそれは専門家ではないのです。その時々々の行政の指導に応じて、方針によって予算を組み立てているだけです。今まで積み上がったのがこれなのです。ですから、専門家がやっているというよりも、その時々々の一番いいと思うことをやってきたということです。

私は、ここにいらっしゃる方々はプロフェッショナルではないですし、かつ、過去の蓄積の上で自分たちのマネジメントをやっているわけですから、マネジメントされる方々が手に負えない部分があった可能性は大いにあると思うのです。今おっしゃったことは、専門家であった、都で指導しているとか、これはやはり料金が改定ということになれば、それはむげにはできないです。そこは、改定をするということであれば、やはりそこを納得した上でないと私は料金改定の話の責任を持ってないと思います。

○海和会長：

でも、こうやっていろいろお話しいただいている土台というのは、過去の実績から含めてやってきた土台なので、それを見ないわけにはいかないと思うのです。

○高山委員：

もちろんです。

○海和会長：

それを理解した上でということですね。

○高山委員：

そうです。揚げ足を取るようですが、専門家ではないのです。市の職員というのは、たまたま担当した職員なのです。

○海和会長：

市の方でしょう。今、そういった国とか都から出てきている状況とか土台については、それなりに今までやってきた、長年やってきて、これが現在一番いいというものを輸出しているのですから、その土台の上で話し合っていくということになると思うのです。

○高山委員：

それはいいです。いわゆる専門家だと、プロフェッショナルだと、間違いないのだという前提じゃないかと思うのです。そこは、私はちょっと同意できないですね。

○今井委員：

債権と、それからその期間というのは非常に重要なテーマですね。それからもう1つは、この減価償却的な考え方である耐用年数ですね。それというのがどういうふうバランスをとれているかというのは非常に重要なことではないかと思えます。

もう1つは、こういう債権を市中に買ってもらうわけです。そのときの金利というのと、期間と金利はものすごく関係があるわけです。そのやりとりというのを本当は、プロフェッショナルが資金の調達ということの管理部みたいになっていますね。

一方、もっとも市民が幾ら払うかということも、それも絡んでくるわけです。ここは非常に、結構予測を含めたコンピューターで勘定しなければならない。さっき言った年数というのと償還は重要なところだと思うのです。それは誰がやっているかということですね。

金子委員が言った、全てが50年ではないということです。やはり動くものは5年、6年ぐらいでモーターや何かは変えなければならないです。自動車だって15年ですからね。非常に耐用年数が短いものがあるということです。だから、全部が50年ではないというところですよ。

実際この債権をこの事業に何年の償還でやるの、一般市民が負担をするには妥当な年数であるかということ、そういうところを理論的なもので納得するような方針というか、決めなければならないのではないかと思うのです。今までそれがあまりきちっとな

っていなかったというのが今わかったようです。

○金子委員：

市債として、引き受け団体がいろいろな組み合わせがあるかと思うのですが、市として下水道事業にどのような債権をどういう考え方で充てているのか、そういう意味合いで今井委員が言われているのだと思うので、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○事務局（原田課長）：

資料12をごらんいただければと思いますが、4ページ目以降ですが、ここに借入れ先と借入金について書いてあります。財務省の財政融資資金やその他の借入れ先から借入れを行っております。

○金子委員：

先ほどから償還年数といわゆる期間配分の減価償却の関係をずっと言われているので、この起債というのは常に構築する施設と1対1対応しているものなののでしょうか。それとも、その年の必要な財源として制度的に認められた起債が充てられていると理解したほうがいいのでしょうか。

○事務局（広瀬主任）：

制度的なもので30年という形の中でやっているものです。

○金子委員：

この施設をつくるのでこの起債を起こしましたという、そういう発行はしていないということになるわけですね。全部、特定の資産でこの起債を発行することになります。個人的に言えば、例えば自動車を買うので借金をしたというような1対1対応ではなくて、市の下水道事業に必要な財源として30年の例えば公庫債が発行できるという形で、そういう意味で先ほどの私の発言の補足になりますが、施設と常に1対1の対応で起債が発行されているわけではない、全体をプールで考えなければならないという意味合いになるかと思います。

○事務局（広瀬主任）：

借入れの名前については公共下水道事業となっておりますが、例えばごらんいただいた東町のポンプ場であれば、今年そのお金が必要なので借りるということになります。1対1対応というのは30年イコール50年という意味合いでとってしまったので、そうではありません。その年に必要な工事をして、その年に必要な財源として借り入れる。ただ、借り入れる名称としては公共下水道事業という形なので、当然ごらんいただいた東町ポンプ場の自然流下用のお金も入ってくるという理解でお願いいたします。

○海和会長：

先ほど言ったように、車を1台1台でなくて年間これだけ買う、来年はかかるからこれだけ予算計上すると、これを借りるということですね。年間でそれが30年で原価計算するというのを毎年やっていくということですね。

○事務局（広瀬主任）：

そういう形で必要な財源を調達しています。

○高山委員：

資料12、ページ4の63に8億5,600万とありますでしょう。これは何に使って、何年で償却するのですか。耐用年数は何年なのですか。

○事務局（広瀬主任）：

そうしますと、資料をそろえなければなりません。これだけ見てもすぐお答えできませんので、必要であればそろえさせていただきます。

○高山委員：

かなりボリュームが大きなものですね。こういうのが私の提起したようなことであれば相当回収費に影響してくるわけで、少し例として教えてもらいたいのです。

○事務局（広瀬主任）：

一番考えられるのが、昭和58年から63年あたりで旧田無市・旧保谷市時代の下水道管全体を整備した年度でありますので、今やっているような個別のような工事ではなくて、全域に下水道管を埋めるために使っている費用です。その前の年で、例えば62年であれば7億というものもありますし、ちょうど下水道管を一気に埋め始めているぐらいの年なので、費用は大きくかかっていると思われま

○高山委員：

何年にこれは償還しようとしているのですか。

○事務局（広瀬主任）：

償還は、基本は30年です。

○高山委員：

ここにかけた施設の耐用年数は何年なのですか。

○事務局（広瀬主任）：

下水道管は50年、借り入れは30年という考え方を基本に考えていただければと思います。

○高山委員：

要するにその差の20年ですか、20年のところの費用を現在の我々と過去の人たちが負担しているということによろしいのですか。

○事務局（貫井部長）：

例えば借金をして、木造の家をつくったとします。大体木造ですから25年から30年間1つの耐用と言われています。それを償却する。ただ、それ以降についても多分その住宅というのは残るので、一定のリフォームなりメンテナンスをすることによって30年、

40年と多分もつと思います。

そうしますと、例えば70歳ぐらいで家をつくったとすると、男子の平均年齢も80ぐらいですから、当然償還については25年から35年、幅があろうかと思いますが、残りの部分でどうしても自分のお子さんやお孫さんが、肩がわりしていくという形になります。下水道管渠についても、30年という1つの仕切りをしながら、耐用は50年ですが、20年については維持管理費とかいろいろな面で当然プールが必要、ストックが必要になります。自分以降の人も使用するということになりますので、そういう部分も含めて30年、50年という仕切りをしたと考えています。自分が家をつくったときに子供、孫に借金の返済をしてもらおうのだという考え方をイメージしていただければ、その50年の問題もある程度は理解いただけるのかと思います。

50年の耐用イコール50年償還という、そういう考え方も1つあろうかと思いますが、それは償還が終わったときに新たにもう一回、50年後に借金が一举に発生しますので、それでは維持管理費もどう出るのという話になりますから、20年については維持も含めてという期間を持っているのだと整理をしていただければなと思います。

○高山委員：

先ほどから私がずっと疑問に思っているのですが、維持管理費というのは現在の使用料で賄えているのではないのですか。起債費から出すのではなくて、下水道使用料で維持管理費は十分賄えているのではないのですか。資料14の、私の見方が間違っているならば訂正します。

○事務局（広瀬主任）：

資本費と維持管理費という言葉だけをとりますと、いわゆる維持管理費のほうが人件費であるとか、事務を行うようなものが全て維持管理費だと思うのですが、今後その管を例えば50年、100年使っていく、新設ではなく、それをずっともちこたえさせるという意味の維持管理費という意味でとっていただければと思っております。

○高山委員：

そういうふうにとれないです。別の言葉を使う、別の概念で当てはめるべきではないです。突然そう言われても、ここで我々が受け取るイメージとしては、維持管理費を起債分に充てると聞いていて、よく聞いてみたら、実はそうではないと言っているわけです。その説明はおかしいと思います。それはちょっとわかりにくい。現実に維持管理費の金額を見ますと、使用料を使って済むのでしょうか。これは間違いありませんね。だから、毎月市民から徴収する費用の中に十分人件費もあれば維持管理していく必要も賄えると、これはよろしいです。

○事務局（広瀬主任）：

そうですね。

○高山委員：

その他の維持管理費は起債から充てるものだと言っている。その他の起債というのは何なのですか。

○事務局（広瀬主任）：

維持管理費というのは、維持していくための費用なので、当然そこに補修費等もごさいます。この区分けで考えるとどうしても建設費の区分に入ってしまうので、わかりにくいのは確かにおっしゃるとおりとは思いますが。

○金子委員：

もう一回補足させていただきます。

資料の15というのを見ていただきたいのですが、平成23年から35年までとなっていますが、これは大きな波ですね。23年以前の起債を起したときの元金がいっぱいあって、これが元金で返されてくるとだんだん下がっていきます。次に、平成34年ぐらいから施設の耐用年数というか、もう更新の時期というか、つくり直しの時期にかかってくるので、またここでお金がかかることとなります。大きな波で見れば、こういう資本費、大きな波を打った資本費が形成されているのですが、1対1対応で対応しなければならないという高山委員の意見を厳密に言うと、その波に合わせて全部常にお金が移動しなければならないといけないこととなります。

ところが、長い目で見れば、一定の金額でずっとならしてみれば、あるときは資本費以上に例えば何らかの形で費用配分がされていなかったり、あるいはされていたりすると、そこにすき間が出るのですが、その波を埋める維持修繕というか、いわゆる修繕的な、そういう費用も含め見込んでみれば、結局は全部一定でこの推移の中で許容されてもいいのではないかということにもなります。

先ほど私が言ったような、1対1という考え方もあるのですが、そういう長い目を見たときには、事業の中で一定にならしていったって、世代間の負担も、23年のときに負担していた世代と次の35年のときに負担していた世代、その間の世代は負担しないのかということ、そうではなくて、費用配分の中でしているわけですから、ならしてみれば、ほぼみんな似たりよったりではないかという形で資本費のことは考えていただければということだけ補足いたします。

○高山委員：

例えば東京都26市の中で下水道事業を早く立ち上げた自治体は回収率がいいのです。そのいいのは償却しているからです。いつまでたっても、その回収率をよくするためには下水道使用料にしかターゲットを当てられないのではないのですか。まず何といたって使う費用ですよ、それをセーブする。返す費用を均等にする。これをしない限りは、24市の早く立ち上げたところは回収率がよくなっていますという現象は起き得ないですよ。これは矛盾しているじゃないですか。

○金子委員：

資料の16で高山委員は言われていると思うのですが、資本費の原価というのが一番上の青梅市の89円になっています。もっと高いのは稲城市が106円というのがありますが、一番安いのは3.6円、調布市という事例がございます。

ただ、これはそれぞれ理由があるのです。単に早いだけじゃなくて、例えば小金井市、武蔵野市、調布市、府中市という10円にも満たないところというのは、早くから取り組んだのと同時に、これは野川処理区というところでもって、処理場を東京都の森ヶ崎という一番下流側のところまで行って下水を処理しています。管渠の整備だけが早々

と済んだだけで資本費がこれだけ安く済んでいるのです。

稲城市と多摩市を比べていただくといいのですが、稲城市が106円と、多摩市が20.8円となっています。この両市、全く同じ料金と同じ体系をとっているのです。何が違うかという、多摩市は多摩ニュータウンという事業をやった中で東京都が資本費を全部肩がわりしているのです。それで、稲城市は多摩ニュータウンの域内はほとんどありませんので、80余円分違うのは、80余円分多摩市の場合はニュータウン事業で東京都が持っている、こういうように各市の事情によってみんなやはり資本費の構成というのが違うのです。

そういう例外を除きますと、50年とか60年たって更新が入ってきますと、大体資本費はどこの市も同じようなレベルでそろってくるのではないかと考えられます。

○山田副会長：

西東京市ではなくて、一般的な市の話で言いますと、基本的には借金して施設整備して、それを返していくのですが、多くの市町村の事態はどうかという、基本的には減価償却費を超える部分、超えて借金を返していくというのは資金不足になっていて、実際はそれをどうしているかという、借金しているのが現状なのです。借金を繰り延べているようなところもたくさんあるのです。

仕組みとしては確かに高山委員が御懸念されているように先に自分たちが余計に負担しているのではないかといいところがあるのですが、実際にはそれだけのお金がないので、実は借金で繰り延べて、結果としてはフラットになっているというところも自治体としてはたくさんあります。市がどうなっているかというのは、そこまでの現状が、資料では御説明がなかったと思いますが、経費回収率の低さから見ると、同じような資金不足が起きているのではないかと考えています。

恐らくは市もある程度耐用年数を超えて償還している部分については借金に頼っている部分があるのではないかと思います。今の納税者が全てを負担しているわけではなくて、一部将来の納税者の負担を当てにして繰り延べているところもあると思うのです。だから、単純な耐用年数と償還年数の差を現在の納税者が全部負担しているのだという単純な議論では多分ないと思います。

○高山委員：

回収率が悪いというのは、そもそも先ほど最初に話したように、資本費がどのように含まれているかによって回収率の動きが変わってきますね。その資本費の考え方について言っているわけですから、それを解明しないうちに回収率が悪いのはとは言えないと思います。この返済の仕方にすれば回収率はぐんと上がるはずで、少なくとも維持管理費は毎月々の使用料を下回っているわけです。

それと、下水道料金を上げるかどうかの論拠を考えたわけです。ここのところをあまり詰めてもしようがないと思いますが、下水道料金を上げるという根拠として利用者負担を強いている、それから独立採算制であると、基準外費用が多いということで下水道料金を改定しようというのがおっしゃりたいのはわかっているのです。市の考えというのは非常に短絡的です。これは市の提案であって、市民である我々、あるいは議会は、これについて反論すべきです。もっと市の抑制努力をさせるべきだと私は思っています。

回収率が悪いからこれをよくするために下水道料金を上げようという考えは、直接は

結びつかないと思います。もっと努力するところがあるのではないのですか。回収率を悪くしているのは、過去の借入金の返済を我々が負担しているという現実があるわけですね。結論を言うような感じになって申しわけないですが、下水道料金を見直す上では、はっきりした論拠を見なければならぬと思います。

○事務局（原田課長）：

アクションプランでは、市の各計画上、使用料を上げるとは書いていなくて、あくまでも適正化ということで今回の審議会にお諮りさせていただいております。

○高山委員：

適正化って何を基準にして市は適正と言っているのですか。それを示してください。どういうことが適正なのですか。

○事務局（原田課長）：

現状、御審議いただいて、市民にお示しした上で、その中で必要があれば上げる、必要でないのであれば下げる、もしくは現状維持という判断をしていただきたいと思います。

○事務局（貫井部長）：

今回の行革のアクションプランでは、まず一定の適正化というところを提案しております。資料にもありますように、現在の資本費と減価償却、いろいろ含めて、私どもとしては、なるべく回収率の向上を図ろうというところから、繰上償還を実施し、高金利から低金利に借り換えをして、利子分の負担を軽減してきました。

また、現在の事業の中では、先ほど金子委員のほうからありましたが、市にはポンプ場が大きなものが2カ所ございます。維持管理費を見ても年間6～7,000万という非常に高額な維持管理でして、当然5年とか10年とかに機器部、施工費等も出る、そこでまた数億というお金がかかってくるというのが今後永久的に続いていくということになります。そういうことをまず改善するために現在、自然流下への切りかえによって毎年ポンプ場にかかる何千万、または定期的にかかってくる数億の将来の負担を軽減するという取り組みをしています。

起債の償還についても、高金利から低金利に、90億円弱の起債を借り換えまして、効果も20億ぐらい生じておりますので、そういうことが回収率でいう利子の部分で変わってきます。

下水道の特別会計については使用料で事業を賄っていくというのが基本、独立採算の原則です。資料にもお示ししてございますが、31年から32年に例えば使用料で支出を賄うことができるということになります。回収率が100パーセントを超えるということになります。

現状でいくと、そういう削減の取り組み等を進める、それから起債の償還についても一定程度の償還を迎えるという努力をして回収率が上がっていきます。

今後、耐用年数が、先ほどの議論の中でも、耐用年数50年が平成35年ぐらいからは徐々に到来してきますので、その段階ではまた借り入れをする中で新たに補修をするのか新設をするのか、そういう議論がもう一回出てきます。ただ、現状の35年ぐらいまでの長期計画の中では、一定程度回収率が100パーセントを超えてくるという時期も生じ

てくるというのが現状と見ていただきたいです。

ただ、使用料を確かに値上げして支出を抑えればその回収率が100パーセントを超えるのが何年か早まるという結果にはなりません。私どもとしては、23年に料金を改定したばかりですので、時期がまだ早いのではないかなという考え方は持っております。

そうは言っても、特に必要だということであれば、それはまた考え方が違うと思いますが、現状の事業の取り組み、今後の更新のときのことを考える中では、予定ではあと5年ぐらいで回収率は100パーセントを超えてくるということが一定の現状です。

また、借金ということではなくて、市のほうの一般会計から下水道の枠外で一定の繰入金を行っております。事業に当てるとか償還に当てるとか、いろいろと不足の分について行っております。現在、26年度は8億を一般会計から下水道特別会計への予算として繰り入れをしています。それも確かに税金だと言われれば確かにそうなのですが、下水道自体は全体として使用料がまだまだ追いついていないという現状から、一般会計からお金を融通していただいて事業をやっているという実態があります。

今の取り組みをしていくことによって、5年ぐらい先には、回収率が100パーセントを超えるということで、使用料の範囲内でおさまってくるという状況でございます。

○高山委員：

今ここで話されてきて、市が説明している内容を含めてですね。やはり審議委員がやる目的というのは、下水道料金の適正な水準がどこにあるかを探るのだということを書いておられるから、結局それです。それに関してほかの委員の方の意見を伺いたいと思います。

○今井委員：

考えている間にちょっと私、試算してみたのですが、この資料16の7番目の西東京市は、処理原価というのを見ているのですが、資本原価が約90円ですね。90円という資本原価が、これが大体ほとんど市債で発行されているとすれば、30年を50年というようにすると、結局5分の3ぐらいになるだろうということです。そうすると45円ぐらいになるわけです。45円ぐらいの資本原価になって、維持管理費原価65円を足すと110円ぐらいになるのですね。110円というと、この左側のほうの使用料原価の104.4円ですから、ほぼ大体とんとんぐらいになるのではということで計算してみたのです。

市債というのは結局後年度負担という、次世代なり次々世代なり、例えば50年使うのだったら50年の使う者が受益者負担ということで払うのだったら、やはり50年で均等で負担をするというのが大原則じゃないかなと思うのです。それに尽きるのではないかなと思うのです。あと、途中で、維持管理がごちゃごちゃ入ってきたのですが、少なくとも資本ということについての、建設費として市債で払うのだったら、50年だったら50年ということで、均等に償却すべきではないかと思えます。

○西川委員：

市が今地方債の制度の中で50年の下水道債を借り入れる仕組みが実際上できるのかどうか。基本的にはたしか下水道債は一般的に大体30年、財投も国庫も30年だと思うのです。一般的な起債としては30年で借り入れるのが通常なのではと思うのです。

○事務局（広瀬主任）：

資本費平準化債も確かに制度としてありまして、当然借る場合にも制限がかかってきますので、今の段階では恐らく市は多分該当していなかったはずで、資本費平準化債の借入れはしていないで、30年のほうとさせていただいています。

○西川委員：

基本的には30年のほうになっているということですね。

○事務局（広瀬主任）：

そういうこともできるというお話であくまでも挙げさせていただいています。

○西川委員：

市としては、選択肢としては30年が最長であるということですね。

○事務局（広瀬主任）：

今の状況ですと、そう思っております。

○西川委員：

やはり50年というのは、今の仕組み上はちょっと取り入れることができないという前提で進んでいかなければならないと思っています。

○今井委員：

でも、50年というのがあるというのでしょうか。

○西川委員：

ただ、市はそれが適用できないということです。

○今井委員：

あとは市民がそういうことで納得するかどうかです。

○西川委員：

国の制度上でできないということになっていると思います。

○今井委員：

だけど、さっき50年の自治体があると言ったじゃない。

○濱崎委員：

市はそれが該当しないのですよね。

○西川委員：

ほかの例えば財政が厳しくてというような団体と、そことちょっと違うかなという部分があります。

○金子委員：

返還年数が最長50年という借金の仕方があるのかという話と、それから、30年で賄うのですが、下水道の場合には資本費平準化債といって耐用年数に一致させるために30年で最初借りたお金の後にまだ20年間の後ろの分の耐用年数分を要するに新しく起債を起こして賄うことができますというのと2つ考え方があってと思うのですが、前者のいわゆる50年債という長い起債、1本の起債があるというわけではないのでしょうか。

○事務局（広瀬主任）：

基本は30年で返しまして、使用料がどうしても入ってこない団体が全体で40年に延ばして平たくして分散させますというような制度です。

○金子委員：

制度として50年債というのではなくて、30年で一般的に借金を返して、まだ使える20年の耐用年数の残っている分を返すお金をまた起債でやっていいという制度があるのですが、その制度が市は該当しなかったということで、今30年でやっていますということですね。

○事務局（広瀬主任）：

そうです。

○金子委員：

それともう1つ、今井委員も高山委員も言うように、やはり償却年数と起債の返還、一致させるというのが原則だと思います。それはもうそのとおりだと思うのです。それは私も否定していない。ただ、長いスパンで考えたときに、いわゆる当初の建設費、更新の建設費、それぞれの世代のときに新しく起債を起こしていきますから、それはこういうウェーブ、波になって促しているんで、あえて1対1対応しなくても一定のレベルで線を引ながら使用料原価の中に組み込んでいく、そういう考え方があってもいいのではないかと申し上げているのです。

○濱崎委員：

資本費原価とかはちょっと難しくて完全には理解していませんが、50年の耐用年数のものを30年で返すということが不公平ではないかという考え方も1つあると思うのですが、これは利息も関係してくるだろうと思うのです。30年で返せるのだったらそういう形で返して、また何かほかのことに必要になってきたとか、どうしても修繕費は年数がたつほど重なってくるだろうと思うのです。今の50年の耐用年数のものを30年で返すというのは、それなりの理屈があってこういう形をとっていると理解しています。

○根本委員：

私もちょっと話についていくのが精一杯なのですが、市のほうで資本の減少に借入金を借り換えるとか、さまざまな努力をして、回収率がよい方向に向かっていると資料のほうで感じました。適正な下水道料金という面からでは、私は値上げとかの話はまだ出ていないのですが、今の状態でやっていただけたらなというのが私の意見です。消費税とかも上がって、市民のほうの生活はまだ上向いたなという感じもしていません。

○海和会長：

私も一言言わせてもらおうと、やはり同じサービスを受けていて、ちょっと何かを変えたからといっても、急激にすごく便利になったというのは下水道の場合はあまり感じられないと思うのです。たまたま設備が壊れたときに生まれた方に高く負担してもらって、たまたま直った後にきた方が安いという形をとるのではなくて、同じようなサービスを受けている市民に対しては同じような料金を、設備がその年増えたからといって、その年代だけ上げるといふのもどうなのかというような気はいたします。

これからどんどん設備が古くなってきたらお金をためておかなければならないでしょうし、設備を直したからといって、急激に下水が流れるわけでもないと思いますので、同じようなサービスを受けているのでしたら同じようなお金をお支払いするのがまた公平なのかなという気はいたします。

この審議会で適正な金額を出すためには、こういう資料があつて、こういう金額になったというのを出したところがございますので、もしそういった市長に説明ができる資料があつたらそろえていただくと助かります。

では、議題1番としましてはここで終わりにさせていただいて、休憩とさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時20分 再開)

議題2. 使用料と汚水処理費回収率について

○海和会長：

それでは、議題の2「使用料と汚水処理費回収率について」を審議させていただきます。事務局からの説明を求めます。

○事務局（原田課長）：

(資料17における「使用料と汚水処理費回収率について」部分についての説明)

○海和会長：

それでは、「使用料と汚水処理費回収率について」、各委員の皆様方から御意見をいただきたいと思ひます。

○今井委員：

先ほどの議論で、この市債の発行年数が30年という、これがやはり受益者負担ということで、50年ということにすると費用が、単純に言うると資本回収率が5分の3ぐらいになるわけですね。そうすると、90円ぐらいならば50円ぐらいになるのでしょうか。大体全部で110円ぐらいだとすると、回収率が100パーセントに近くなるのではないのでしょうか。先ほど30年という原価があるので、それをさらにまず借り換えみたいに、さらに20年ぐらい延ばすというような策もできないことはないだろうということであれば、使用料は別に上げなくても済むようになるのではないかと思います。

○高山委員：

使用料に関しましては、原価よりは残っているという感じで、かつ近隣都市の中ぐら

いですね。市はその部分においては極めて標準的な努力をしていると思います。市民からいきますと、水も含めまして、これらのものは安ければ安いほど、それは行政の腕がいいのではないかという感覚がありますから、純粹にこのカテゴリーの中で見れば、市はそれなりの努力をして、それが実っているという感じです。

一方、回収率の問題というのは、先ほど申しましたように、資本費をどういうふうに扱うかによって大きく違ってくる。しかも、下水道事業を始めた年度によっても大きく変わってくる。ですから、そういった考えからいきまして、回収率の数値を見て下水道料金にはやはり直結できないという気がします。

○海和会長：

審議会の結論は使用料のところに入ってくると思いますので、皆さん御意見がありましたらお願いいたします。

○山田副会長：

全体として回収率を見て公平、不公平というのが1つの論点としてあるのですが、もう1つは、社会全体のいろいろな人口構成とか家族構成とか産業構造とかというのが変わってきているので、そうした中で公平、不公平という視点も必要なのかなと思うのです。つまり、今までは4人家族がいて、それが標準世帯ということで使用料体系を組んできた。一番のボリュームゾーンだと思って使用料体系を組んでいるわけですが、実態はそうではなくなってきているとすれば、どういうやり方がいいのかということも同じように公平、不公平ということを議論するのに必要な視点なのかと思います。

例えば、東京都では小口化というのに応じて使用料体系を変えてきています。だから、そういう視点も必要なのかと思います。

○海和会長：

下水道料金は水道料金のデータで決まってくるわけですね。

○山田副会長：

水量に応じて比例してやっていると思うのです。それが多分今までだと4人世帯で多分20立米ぐらいというのが一番ボリュームゾーンだという想定で試算していると思うのです。それがもっと水を使わない世帯の人が増えているのであれば、そこがボリュームゾーンになってきますね。

○海和会長：

もう少なくともその範囲に入ってしまうというのが現状なのですか。

○山田副会長：

4人世帯のところが一番ボリュームゾーンだと思っていてやっても、実はお客さんがいなかったりすると、結局思ったより使用料水準が上がってこない可能性もあります。

○海和会長：

回収率の基本的なベースがそこだということですね。

○山田副会長：

そうです。だから、お客さんのいる構成に合わせて使用料体系を組まないと、使用料だけ、例えば仮に皆さんが合意して使用料を上げましょうということになっても、今より効果が上がらない可能性があります。

○事務局（貫井部長）：

平成23年のときに審議会で議論いただきまして、一応料金体系を変えております。それまでの8区分、10立米を最低ボーダーとしましたが、全体的な量的なものは、大口の需要が減ってきたという状況もある中で、それを8立米に下げた経緯があります。料金体系は10立米をそのまま8立米に落としていますが、使用料体系、立米数体系を変えます。そのことによって現在の使用料を維持してきているという現状でございます。

それより以前になりますと、19年度に一度料金は変えておりますが、その後、3年後については現状ほぼ横ばいで、23年にはもう一回見直したという経緯がございます。

今、山田副会長が言われましたように、料金は、現在、節水型とか、いろいろな体系がありまして、全体の使用料が下がっていくというのは、有収水量から考えてもそれは明らかになっております。そういう料金の体系の見直しをしております。

○金子委員：

東京都の例で申し上げますと、水道もそうですが、下水道料金というのでも、逓増制といいまして、普通多く使った人のほうが安いような気がしますが、多く使った人の単価が高くなるようにつくっているのです。それで、その使用者の分を例えば一般家庭であれば20立米まで、それから20立米を超えて30立米まで、30立米を超えて50立米までという区分をしていって、その区分でランクが上がっていくと1立米当たりの単価が高くなるという逓増制料金をとっています。節水型で皆さん節水されると、今まで割高、高かったものが安いランクに移りますので、なかなか使用料が伸びないのです。そういう意味では、全体の施設を維持する上でどうしたらいいかといったときに、その辺のある程度のならしというか、見直しをかけなければいけないというのが東京都でもあったことがまず1点です。

それと、最低使用料という考え方がありまして、人間、基本的な生活をする上では最低限の水は使うのではないかということで、基本料金の中に10立米までは使っていていいという考えが昔あったのです。ところが、節水型が大分進んできましたので、それを8立米に下げました。今、東京都は5立米に下げています。その辺も考え方が少しずつ変わってきています。

下水道界全体でも、逓増制の料金をとっているところあれば、地方の都市の中には単純に均一料金制と、1立米幾らでやっているところもございます。それは各自治体の考え方によって出てくるのだらうと思います。

逓増制の上のほうが高くなるという理屈づけは、大規模に使うようになると施設も大規模になるから結局は大きい人に合わせてみんなで負担しなきゃいけなくなりますので、大きくなる要因をつくった人は高く負担するのだという考え方が根っこにあるのです。

しかし、一般的によく言われている規模のメリットといいまして、いっぱいつくれば安くつくはずなのです。その辺のバランスで単価を決めていますので、使用者分の区切

り方だとか、どういう逡増制にするのかとかは実際に直面したときにまた市民の皆さんも含めて考えられれば良いと理解しております。

○高山委員：

水道と下水の状況を比べれば、市民感覚の捉え方がまず大きく違うと思うのです。上水道は自然資源ですね。自然環境を守る。節水が主なのです。水を大量に使えという人は今の世の中いません、とにかくセーブしなさい。一方、下水道の財源というのは、使ってもらわなければならない、これは二律背反しているのです。

だから、水道料金が下がることを一方で追いかけていって、下水道料金がそれによって減ったから何とか下水道料金を増やそうと、この考えは変えないといけないのです。ましてや、市内はほとんどが住宅地です。企業がない。そうしますと、やはり水はできるだけセーブしよう。特に夏は当たり前の常識ですね。

市のほうは、何とか回収率を上げたいので、減ったから下水道料を上げる。こんなばかな話はない。誰も納得しないです。今までの説明で、水道量が減ったので、節水型になったからという話は、これはここにはなじまないです。

○山田（大）委員：

今の考え方でちょっとわかりにくかったのが、節水というところで使用量が減って金額が減るとか、そういう考え方もわかるのですが、水量の問題と施設の問題、これはまた多分違うところだと思うので、水量が減ったからその分また料金を上げなければならないとか、そういう考え方というところでのお話なのですか。

○高山委員：

我々の審議していますのは、下水道料金の適正化を図ろうということをやっているわけです。その中で、回収率が悪いのでというのが1つの標語になっているはずですが、そのために料金を上げて収入をふやして回収率をよくしようという考えがあるわけですが、水に関して言うと、上水道はともかく自然資源にかかわることで、節水するのが常識なのです。一方、我々が考えている下水道においては、下水道は水が使われる量が少なくなっていることで収入が減ってきていると、その穴埋めとして下水道料金を改定することによって上げようという議論にはなじまないと言っているのです。回収率を上げるというのはほかの手段です。下水道使用料を上げようなんていう考えは、それはもうなじまないという表現です。

○金子委員：

穴埋めというのは誤解があると思うのですが、一般的に逡増制をとる理由というのは、いっぱい使う人に合わせて施設をつくるから割高になるという考えが根っこにありますと申し上げたと思うのですが、そのいっぱい使う人が使わなくなったら、施設規模が大き過ぎるといって、過大投資とは言わないですが、これは時代の差だからしょうがないのですが、下がってしまった分の穴埋めを全体の使用料体系をもう一回見直すことによってならす必要がありますねということをお願いしたので、高ランクの人たちの穴埋めに一般市民の方が全部穴埋めしている、そういう意味合いではないということだけ理解していただきたいと思うのです。

○高山委員：

ここは市の事情の中で考えなければならないことで、他市のものを持ってきても、これは空論です。

○金子委員：

ただ、市もランク分けをして、1カ月の使用量が多いところは単価が高くなるような逦増制料金をとっておられると思います。

○西川委員：

市の場合は処理場を持たないですね。処理場を持っていけば、例えば流量が減ってくれば、その処理場をダウンサイジングすることによって努力して減らすということも可能かもしれないのですが、市の場合はそれができない中で、流量が減ってきた中での利用料金を上げる以外の何らかの努力の出せる部分というのは、市としてどのようなことをお考えなのかをお聞きしたいです。

○事務局（貫井部長）：

確かに単独処理場というのは市にはございません。ただ、広く流域ということで考えると水再生センターがございますので、一定の処理水量に応じて負担金というのは、これは永続的に生じてくると考えてございます。

それからもう1つ、使用料が減っている以上に、コスト削減することによって回収率を上げていきたいと思いますという、今後もう1つの課題はあります。

そういう状況の中では、お金が長期的にかかっているものについては、なるべく経費がかからないような内容にする。それから、高金利のものについては、償還にかかる費用をなるべく抑制するように低利に借りかえとか、そういう削減努力を積み上げながら、使用料の一定額と歳出の削減という形の二面性から回収率を上げていきたいと思いますという取り組みをしているところです。

資料14の中で資本費と維持管理費、使用料、繰入金、回収率というのが5段階で表示されておりますが、30年と31年の間で、回収率が97パーセントから105パーセントに変わるといふ、この段階で使用料が上回っていきます。削減の取り組みがこの段階で一定程度の効果が生じてくるのだろうということです。

この先、35年以降になってきますと、再三議論いただいた50年の耐用年数というものが出てきますので、メンテナンスというのもまた新たな事業として徐々に増えてくる、増要因もありますが、現在の取り組みをやることによって、30、31年度で使用料が上回っていくというような状況になっています。

○濱崎委員：

結局、適正な価格をどう決めるかということですね。下水道量はだんだん減ってくることによって料金も減ってきます。管理とかいろいろなことで要る経費というのはそう変わらないわけですから、それについてどこで補充するかということになるわけです。それは今のところ下水道料金になるということになるのですね。

資料17(3)のところに、下水道料金は、「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」と下水道法の第20条に書いてあります。この「適正な原価を超えないもの」というのは具体的にはどういうことですか。

○金子委員：

下水道法20条のこの「適正な原価」という表現は昔から変わっていないのです。その時々によって異なっていて、いわゆる実際の維持管理費、処理した費用だけでいいという時代もあったのです。それから、そうではなくて施設にかかった、いわゆる資本費と言われている投資的な経費も当然持ってもらうのが当たり前だというような考えもありました。それも割合があって、どの程度だとかって、長い歴史があって、今、その定義はないのですが、昭和60年か、第5次下水道財政研究委員会というのがありまして、国の中でオーソライズされた考え方が、汚水は私費、雨水は公費という形で、汚水にかかわる経費は維持管理も資本費も全額料金の原価になりますという考え方が一応確立されています。「適正な原価」とは、今はそういう理解なのです。

資料も、全てそれに即した形で、あくまでも汚水にかかわる使用料、維持管理費と資本費も算入して、それで回収率が今67パーセントという資料を出されていますので、「適正な原価」というのは、そういう形でオーソライズされています。

○濱崎委員：

これはその時代によって変わっていくものなのですか。

○金子委員：

そうですね。今でも下水道料金は水道や何かと違ってもっと公費が入っていいのだという考え方もあるわけで、オーソライズされているというのはその程度だということに理解していただければいいと思うのです。

○濱崎委員：

料金を決めるというのは難しいですね。だから私たちもそれを審議することになっているのでしょうか。

○海和会長

何円というのは出ないですね。

○今井委員：

資料17、これはどう見るのですか。2ページ目の「使用料と回収率の推移」ということで、これを見れば別に何にもすることは無いと思うのです。回収率が31年には100パーセントを超えるということなので、何も使用料を見直す必要はないと読めますね。

○山田副会長：

逆に言いますと、35年以降どうなるかもわからないということになるのでしょうかね。

○今井委員：

そのときはまた考えればいい。

○濱崎委員

(2) のところに、ちゃんと「経済情勢」、「市民への負担への配慮が必要である」

と書いてくださっていますから、これ、すごく読んでいてありがたいなと思いました。

○今井委員：

前回か前々回言ったのですが35年で100パーセントになるというのは、この中には下水道の使用料金を上げるというようなことの考慮が入ってこうなっているのかどうかというのをお聞きしたことがありますね。

○事務局（貫井部長）：

この資料の中では、下水道料金は23年度に一度料金改定をしていますので、それをベースとして、料金を改定しないで試算し、資料としお出ししています。

○今井委員：

値上げしなくて100パーセントを超えるということですね。

○事務局（貫井部長）：

はい。それは1年、2年の話ではなくて、5年ぐらいかかります。

○今井委員：

この5年ぐらい市として引き続き一般会計から繰り入れをお願いしますということになるのではないですか。

○事務局（貫井部長）：

回収率が100パーセントを超えるまでの間については、料金体系を一定にすれば繰出金でその差額分については補填します。ただ、超えれば繰出金は不要ですと見ていただければと思います。

○根本委員：

家のほうで節水とか子供たちに言っているのですが、それがこういうふうに市に響いていると思ってちょっとびっくりしたのですが、やはり家のほうでは今節水に対する意識が高いので、今後、個人ベースの使用量のほうは抑え目にいくのかなと思うのですが、それを見込んでの回収率がよい方向に向かっている記載なので、現状のままで適正な価格を抑えていただければいいと思います。

○事務局（貫井部長）：

私どもの現在の運用としてはこういう形の資料ですが、これも国策で当然消費税という問題が、1つ課題がございます。これにつきましては市の議論を超えてしまいますので、一定程度の税の見直しは出ます。母体は、料金体系は見直しません。税の部分については、当然現在は8パーセントですから、今後10パーセントになるだろうと言われていますので、その分については一定の時期に条例改正等が行われる予定であります。

○高山委員：

基準外繰入金と一般繰入金、2つ市は抱えています。担当部署としてそれはどういう捉えているのですか。一般繰入金がなしでやっているところというのはないと思うの

です。問題視されるというか、改善すべき第一というの、本来、基準外繰入金だと思うのです。その基準外繰入金を当面解消する、しようと努力しているのですか、していないのですか。それはどのような意識をされていますか。

○事務局（広瀬主任）：

基準内と言われる部分については、先ほど金子委員のほうからお話がありました、雨水については公費、汚水については私費という考え方の中で、国のほうが税金を投入していいと言っている雨水に係る部分です。

今、基準外とおっしゃっているのは、単純に申しますと、使用料で賄い切れない分を受益者負担とは関係ない税金を赤字の部分に補填しています。本来使ってもいいというお金ではなくて、赤字の借金を税金から賄いますというのが基準外でございます。

当然赤字が出ていますので、独立採算制、使っている方から料金を適正にいただいてその事業を行うという考え方からすれば、よくありません。経営の中では繰上償還をしたり、ポンプ場の維持管理費を減らしていこうというような努力をしたり、歳出を減らして、今はどんどん減っています。最終的に資料の14のほうで示していますが、基本的には基準外の赤字がどんどんなくなっていくしますので、今井委員がおっしゃるように、赤字の補填が要らなくなります。経費回収としては100パーセントになって、当然使った方にその費用に対してのお金を払っていただいて適正に運営できるものというような状況だと思っております。

○高山委員：

言い方を変えますと、回収率を悪くしている資本費は、基準外繰出金が問題という捉え方でいいのですか。

○事務局（広瀬主任）：

あくまで基準外、赤字が出るというのは、借金が多いからです。何で赤字になるかというと、資本費の中の借金がまだまだ残っているからです。基準外は、総括的にはよくないので、資本費また、維持管理費についてもそうですが、全体を減らしていかなければ当然回収率というのは上がりません。

○事務局（貫井部長）：

実際の構成として資本費の中で一番大きなウェートを占めているのは起債の償還金、要は借金です。今までの累積があるので、元金の返済額もまだまだあります。現在残っているのは、25年度末で100億ぐらいの起債の償還が残っています。これを毎年20億前後ずつ償還しているという形になっていますので、償還が一定程度解消できれば回収率というのは自動的にあがります。

先ほどの使用料と回収率の関係で、一般会計から今年も8億ぐらい繰り入れをしております。結局この部分については、使用料だけでは賄えない部分、要は使用料だけでは足りない、事業全体を運営するのに8億程度の赤字が出ています。その赤字を一般会計で埋めているというのが現状です。

逆に返せば、この8億円を使用料に転嫁をすれば、使用料が上がりますから、回収率が同じようにのぼっていくという裏返しにはなるのですが、現在はそれと同時に削減の取り組みもしていますから、そういうものを踏まえて全体として回収率は後年度には

100パーセントを超える予定です。赤字補填をしていただいているものがなくなり、下水道事業の独立経営がそこで初めて成り立つという仕組みでございます。

○海和会長：

やはり23年に改定されて、今この表ができて安定しているというところの、この審議会は3年ごとに1回見直す、今度、消費税が10パーセントになってもう3年後に見直すという形になっていて、多分こういうふうに文章が書かれているのは、23年度に改定されて、今のところ35年までは、このままでいけば一定いけると思います。

一般会計からもこのまま入ると見込んで今の金額ができてきていると思うので、その辺も踏まえて、あと3回審議会があるわけですので、もう一度持ち帰って見ていただいて、ぜひ私たちは今回の審議会で市長に審議の発表ができるような形に持っていきたいと思います。同じ価格にするにあたって、こういう理由でこちらの金額を上げないでもらいたい、このままでいきたいという話もしていきたいと思いますので、次回のところで審議させていただいて、8回までには市長のところに持っていけるようにしたいと思います。

では、区切りもいいので、議題2「使用料と汚水処理費回収率について」を終了させていただきます。

議題3.その他

○事務局（原田課長）：

それでは、事務局から議題の3「その他」ということで説明させていただきます。

1点目は、第4回会議録の内容確認でございます。第4回審議会開催通知と一緒に郵送したところでございますが、何もなければこの場で御承認をいただければと思います。

（会議録の訂正部分について説明）

○海和会長：

事務局からの訂正の説明もございました第4回下水道審議会の会議録については、こちらのほうでよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○海和会長：

それでは、この第4回の議事録は承認されたものと決定し、ほかに事務局、何かありますでしょうか。

○事務局（貫井部長）

本日いろいろ御議論いただきまして、資本費と維持管理費の関係ですとか回収率と使用料の関係の御審議をいただいたところでございます。次回の審議といたしましては、本日の審議を踏まえて、一定の使用料と回収率とか、ピンポイントで絞った上で、今後の答申案の内容の一部に触れながら絞り込みができればと考えております。議論を当然していただくにしても、あと3回の中で答申案に最終的に、御議論いただくような形になりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、詳細につきましては、会長と内容は詰めさせていただく中で次回お話ししたいと考えております。

○海和会長：

なるべく参考になる資料があったらよろしくお願いします。

○根本委員：

最初にいただいた審議会のスケジュールなのですが、7回と8回の日がちが書いていなかったのも、もし決まっていたら教えていただきたいです。

○事務局（原田課長）：

なるべく早目にお知らせするようにいたします。

また、先ほど公債費の償還の年限のところ、30年ということでお答えしていて、50年については制度的にはないというような発言をしていたと思うのですが再度確認をさせていただきます。

○海和会長：

50年で償還した場合にはどのぐらい金利が増えるとか、もしその辺もわかったら教えてください。シミュレーションですね。50年にしたことによってメリットがあるか、デメリットになるのかその辺も含めてお願いできますか。

○事務局（原田課長）：

最後に、第6回審議会なのですが、11月6日の木曜日、午後2時から、保谷庁舎の2階会議室でお願いいたします。

○海和会長：

では、特にないようなので、今回はここで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。